

埼内管第12-2号
令和8年3月13日

一般社団法人 全日本釣り団体協議会長 様

埼玉県内水面漁場管理委員会
会 長 佐 野 元 彦

外来魚の再放流禁止に係る内水面漁場管理委員会指示について(通知)

標記の件について、別添写しのとおり令和8年3月13日付けで告示しましたので通知します。

つきましては、貴団体の構成員に対し周知徹底くださるようお願いいたします。

事務局 埼玉県農林部生産振興課
花き・果樹・特産・水産担当
電 話 048-830-4151
FAX 048-830-4843

告 示

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項及び第七十一条第四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和八年三月十三日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 佐野元彦

一 指示内容

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュを採捕した者は、採捕した河川湖沼及びその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、公的機関が試験研究に供する場合であつて埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合は、この限りでない。

二 対象区域

県内の公共用水面

三 指示期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで